

## 教えてマッタマン!



～第47回 生ごみ堆肥化促進容器の補助対象が拡充されます～  
 問合せ 環境課ごみ減量推進係 ☎0562-92-1113

こんにちは、マッタマンです！11月1日から「生ごみ堆肥化促進容器等購入費補助制度」が改正され、補助対象となる容器が拡充されます。

改正後（2021年11月1日から）	
補助の対象となる容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非電動式生ごみ堆肥化容器                      例：コンポスト、ダンボールコンポスト、ミミズコンポスト、カバン型、バイオ手動                      ※下線があるものが新しく対象となる容器です。例以外の容器については購入前にご相談ください。</li> <li>・バケツ型生ごみ堆肥化容器</li> </ul>
補助金額	容器本体の購入価格の2分の1以内の額（100円未満切り捨て）とし、次の金額を上限とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非電動式生ごみ堆肥化容器                              1世帯につき1個まで 上限：3,000円</li> <li>・バケツ型生ごみ堆肥化容器                              1世帯につき2個まで 上限：1個1,000円</li> </ul>
詳細は市ホームページをご確認ください。	

申請方法	①②をお持ちの上、環境課で手続きをしてください。 ①領収書（レシート不可、購入したメーカー・商品名記載、宛名は姓名記載） ②振込口座が分かるもの（ゆうちょ銀行の場合は必ず通帳をお持ちください）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入した年度内に申請をしてください。なお、新しく対象となる容器については、<b>2021年11月1日以降に購入したものに限り、補助対象となります。</b></li> <li>・申請者、領収書の宛名、振込口座名義はすべて同一としてください。</li> <li>・補助対象の容器を購入する場所は市外でもかまいません。</li> <li>・予算の上限に達し次第終了となります。</li> </ul>

※ご不明な点がありましたら環境課へお問い合わせください。

### 第4話 生ごみから堆肥をつくろう



絵：豊明高校イラストレーション部 大島優奈さん